

苅田町子ども読書活動推進計画 (改訂版)

～ 読書でつながる 未来がひろがる～

平成25年3月（制定）
平成30年3月（改訂）
令和 5年3月（改訂）
苅田町教育委員会

はじめに

苅田町では、「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年12月施行）」に基づき、平成25年3月に「苅田町子ども読書推進計画」を策定し、子どもが本を楽しみ自主的に読書を行う環境を整備することを目指して取り組み、その成果と課題を踏まえて平成30年には改訂版を策定し、家庭・地域・行政が手をつないで子どもの健やかな成長を支える読書活動を推進してまいりました。

しかしながら、学校におけるギガスクール構想の実施やICTの急速な発展により、子どもたちの生活環境が大きく変化する中、テレビやゲーム、スマートフォンなどのメディアにより子どもたちが日々多くの情報に接するようになった一方で、読書離れや活字離れが大きな問題になっています。この活字離れの問題に対応するため、パソコンやタブレット端末を活用した読書活動など社会状況に応じた新たな読書活動の推進も今後は重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、子ども読書活動を確実に推進していくため、このたび、令和5年度から5年間をめどに、新たな「苅田町子ども読書活動推進計画（改訂版）」を策定しました。発達段階ごとの読書活動の取り組みを体系的・継続的に実施するとともに、子どもの自発的な読書を促す家庭・地域の読書環境の整備強化を行い、子どもの読書習慣の形成と子どもを取り巻く読書環境の充実を図ってまいります。

読書は、新しい知識や情報を与えてくれるだけではなく、未知の世界や物事に対する興味・関心や想像力をかき立て、新鮮な感動を呼び起こしてくれます。一冊の本との出会いが、その人の人生を変えることもあります。読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、読解力や表現力を高め、想像力を豊かにする上で欠くことのできないものです。

来るべきSociety5.0の社会を豊かに生きるには、情報活用能力をはじめ、読書がこれまでに育んできた読解力や表現力、心豊かに生きる力の育成はますます大切なものとなります。

このような読書活動を通して子どもの健やかな成長を育んでいくために、行政はもちろん、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし、互いに連携しながら読書活動を推進していくことが重要だと考えております。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

苅田町教育委員会
教育長 井上三津子

目 次

第 1 章 計画策定にあたって -----	1
1 子どもの読書活動推進の意義	
2 子どもの読書の現状	
3 計画の性格と役割	
第 2 章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方 -----	2
1 計画の趣旨	
2 計画の目標	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
5 計画の進行管理	
第 3 章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み -----	6
1 家庭・地域	
(1) 家庭での読書活動の推進	
(2) 地域での読書活動の推進	
2 保育園・幼稚園	
(1) 絵本や物語に親しむ取り組み	
(2) 身近に本がある環境への整備支援	
(3) 読み聞かせや読書の時間の充実	
(4) 図書館イベント等の情報の発信	
3 学校	
(1) 学校における読書活動の取り組み	
(2) 読書環境の整備	
(3) 保護者への啓発と普及	
4 図書館	
(1) 読書環境の支援	
(2) 読書環境の整備	
(3) 関係機関との連携・協力	
(4) 啓発と広報活動	
第 4 章 施策の効果的な推進に向けて -----	16
第 5 章 子ども読書活動推進計画の実施項目 -----	17
資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律	
資料 2 莢田町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	

第 1 章 計画策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条で子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」としています。

子どもは読書をすることで、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身につけることができます。また、自ら課題を見出し、考え、判断し、表現することのできる資質や能力を育むことができます。それは、子どもが生きていく上で必ず役に立つ力です。

子どもが人生をより深く生きていくために、すべての子どもがそれぞれの成長段階に合わせて様々な本と出会える環境を整備することは非常に重要なことです。

2 子どもの読書の現状

令和4年4月に文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」によると、対田町立小中学校において、学校の授業時間以外に1日に読書を全くしないと回答した児童生徒の割合は、小学校6年生で27.4%（平成29年30.9%）、中学校3年生で45.0%（平成29年53.2%）と小中学校共に減少しておりますが、中学校においては福岡県（公立）・全国平均と比べて多い傾向にあります。

また、デジタル庁を国が新設するなど、情報化社会が急速に進んでおり、読書を取り巻く状況も変わろうとしています。すでにスマートフォン、タブレット端末等のデジタル機器が普及し、対田町でも令和3年8月から電子図書サービスを始めるなど、インターネットを通じた電子書籍の流通が活性化してきました。これにより、読書スタイルは紙の本だけでなく、電子書籍等も加わり選択肢が増えています。

3 計画の性格と役割

国は、平成13年に子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、平成20年には第二次基本計画、平成25年には第三次基本計画、平成30年には第四次基本計画を策定しました。

福岡県では、平成16年に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、平成22年3月に改訂を行いました。また、これまでの計画の取り組み、成果と課題を踏まえ、平成28年8月に新たに改訂を行いました。

対田町では、国及び県の計画を基本としながら、子どもの発達段階や個性に応じた読書活動を推進するため、平成25年3月に「対田町子ども読書活動推進計画」を策定し、平成30年3月に改訂を行いました。

この度、この計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の基本的な考え方を引き継ぎ、令和5年度から5年間をめどに新たに「対田町子ども読書活動推進計画（改訂版）」を策定します。

第 2 章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

子どもの読書活動を推進するためには、すべての子どもが育つ環境である家庭・地域・学校において、自主的な読書活動ができるよう、それぞれの子どもの発達段階や個性に応じた読書環境づくりが必要です。

乳児期

赤ちゃんは、親から多くの語りかけやスキンシップを通じて、言葉と心を育んでいきます。家庭での読み聞かせ（※1）は、この両方を兼ねた最適な方法で、親子の絆を深める重要な役割を担っています。

また、図書館のおはなし会（※2）に親子で参加するなど、楽しい時間をともに過ごしていくことが、その後の読書活動につながる大切な習慣となっていきます。

幼児期

多くの子どもが保育園や幼稚園に入り、それまでの家庭中心の生活から、集団生活の第一歩を踏み出す頃です。同年代の子どもと共に過ごす中で、言葉も豊かになり新しい世界が広がっていきます。

また、園生活や催しの中で色々な絵本や図鑑などにふれあう機会も増え、お気に入りの絵本が生まれていきます。大好きな絵本を繰り返し読んでもらうことで、絵本や物語に興味を示すようになります。さらに様々な読書体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

※1 読み聞かせ…絵本を見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝えること。

※2 おはなし会…子どもにおはなしを聞かせる集まり。内容は対象となる子どもの年齢等にあわせて、絵本の読み聞かせやあそびなど、子どもが興味を持つよう工夫して行われる。

小中学生

小学校入学によって文字を覚え、徐々に自分の力で本を読むようになります。そして、学校生活に慣れてくると興味が広がり、絵本や簡単な読み物だけでなく、科学や歴史の本などのジャンルを読み深める子どももでてきます。興味・関心が多様になると読書の傾向にも個人差がでてきます。このような本には授業で出会うことが多いので、関連図書の紹介コーナー等の読書環境を整えることも重要です。

そして、子どもたちが読書を日常的に行う生活を作っていくためには、本だけに限らず、新聞や雑誌、インターネットのホームページなど、様々な資料や情報を活用できるように工夫することが必要です。自分を見つめ直し、考えられるようになるこの時期に、ブックトーク（※3）等でふさわしい本と出会うきっかけづくりも大切です。

一方、高度な知識を習得したいという欲求や色々な事柄への関心も強くなるので、家庭や地域社会はこの年代の子どもに十分な情報提供ができるように対応していくことが望されます。子どもたちにとって、学校や地域の図書館の有効な活用方法を学んでおくことはとても大切です。

高校生や同世代の青少年

思春期をむかえ、心身ともに大きな変化が訪れる時期です。学習や部活動などでも忙しく、様々な悩みや問題を抱える子どももいます。

こうしたことと向き合っていく過程で、読書を通して答えを得る事例もあり、そのためにも自由に幅広く読書ができるように、環境を整えておくことが重要です。

一方、高度な知識を習得したいという欲求や色々な事柄への関心も強くなるので、家庭や社会はこの年代の子どもに十分な情報提供ができるように対応していくことが望されます。

また、幼少期から小学校高学年までは読書量は増加するものの、中・高校生や同世代の青少年では読む時間や本の量ともに減少していく傾向にあります。以前は、「勉強や部活等で忙しい」との理由であったものが、最近では、スマートホンやタブレット、パソコンなどの電子機器の利用が増加したことも大きな要因としてあげられます。その中で、時間の制約がなく利用可能な電子図書サービスの活用もすすめていくことが大切です。

※3 ブックトーク…特定のテーマに沿って色々な種類の本を紹介し、違った分野の本に興味を持ってもらい、読書の幅を広げるきっかけをつくる。

家庭から地域・学校へ

ここまで乳児期から幼児期、小学生・中学生から高校生や同世代の青少年へと至る子どもの発達段階と、それぞれの時期における読書活動の大切さについて述べてきました。乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主になります。地域の図書館等を利用して、大人と子どもが共に楽しむ時間を作ることも大切です。小学生は文字を覚え、徐々に主体的な読書の習慣を身につけていく中で、興味・関心を高め、楽しさを体験できる機会を設けることが重要です。中学生・高校生や同世代の青少年では、読書を習慣づける取り組みを継続するとともに、読書活動の幅を広げるために、多様な興味・関心に応じた環境の整備が重要です。

このような過程の中で、学校における教育活動だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、読書ボランティア（※4）などが、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取り組みを進めることができます。

※4 読書ボランティア…子どもと本を結びつけるために、公共施設や学校等でおはなし会等の活動を行うボランティア。

以下は、現在苅田町で活動を行っている読書ボランティアのグループ一覧（令和4年4月1日現在）
(五十音順)

- 1 大きなポケット 2 おとぎの国 3 おはなしハンプティ
- 4 Jason'sストーリータイム 5 スイミー 6 ドリーム 7 ドリームランド
- 8 にじいろスマイル 9 はらぺこあおむし 10 パンプキン 11 ポエポエ
- 12 マザーグース 13 ゆめたいむ

2 計画の目標

(1) 家庭・地域・学校・図書館における子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校・図書館のそれぞれにおいて、子どもが自然に読書に親しむきっかけづくりや、読書習慣の基礎づくりができるとともに、より深く読書の楽しみが得られるよう、努めていきます。

(2) 子どもの読書活動推進のための体制整備と普及啓発の推進

子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもを取り巻く大人の理解と関心を深めるために、学校や図書館をはじめ、地域住民やボランティア団体などとの連携による、地域ぐるみの取り組みを促進するとともに、様々な機会を活用した積極的な普及に努めています。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画における子どもとは、おおむね18歳以下を対象とします。

5 計画の進行管理

本計画を効果的に推進するために、取り組みの進捗状況を把握し、継続的な進行管理を行います。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

1 家庭・地域

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭は子どもの読書習慣を形成するうえで、大変重要な役割を担っています。幼い頃から本の読み聞かせをし、図書館などに出かけて本を選び、そこで行われているおはなし会に参加して楽しむといった、読書体験を積み重ねていくことで、その後の自主的な読書活動へつながっていきます。

(1) 家庭での読書活動の推進

① 家庭での読書の啓発

周囲の大人の読書に対する姿勢は、子どもに大きな影響を与えます。身近にいる大人が、普段の生活の中で読書を楽しんでいる姿を見ていくことで、子どもは本を読むことは楽しいものだと感じることができます。このように読書はテレビやゲームなどのメディアとは違った、静かな家庭でのひとときを与えてくれます。

本町では、乳児を対象にブックスタート事業を展開しています。家庭での読書習慣を根付かせるためには、保護者の意識が大きく影響を与えます。そのため、家庭での読書に関する情報提供や、読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、理解の促進を図っていきます。

また、家族みんなで読書を楽しむ「家読（うちどく）（※5）」やテレビ・ゲームなどのメディアから離れた日をつくる「ノーテレビ・ノーゲームデー」を推進し、親子で読書時間を共有することを推進していきます。

さらに、子どもの読書の習慣は保護者の意識が大きく影響します。読書について周囲の大人を対象とした講演会などを図書館で実施し理論的にアプローチしていくことが大切です。その際には、保育園、幼稚園と連携し、保護者に啓発していきます。

② おはなし会等への参加呼びかけ

図書館や学校をはじめとする地域の様々な場所で、絵本の読み聞かせやおはなし会などの読書活動が行われています。今後も読書ボランティアや各団体・機関が連携・協力しながら、親子で楽しむことができる読書行事の充実を図ります。

また、これらの行事を広く知らせるためにチラシやポスター、広報誌、ホームページ等によるPRに努めています。

成果指標	平成28年度	令和3年度	目標値
図書館おはなし会参加者数	743人	427人	900人

※5 家読(うちどく)…家族で本を読んで語り合うことで親子や兄弟姉妹のコミュニケーションを深めることを目的に家庭での読書を推進する運動。

(2) 地域での読書活動の推進

① 子育て支援センター・公民館等における取り組み

総合保健福祉センター（パンジープラザ）内に、子育て家庭をサポートする窓口である子育て支援センターを設置して、絵本の読み聞かせや色々な遊びを通じて、親子で本に親しむ機会を増やしています。また、子育てセミナーを開催し、絵本講座などを行っていきます。

② ブックスタート事業の推進

パンジープラザでは 4ヶ月児の乳児健診時に絵本の紹介をしながら、おすすめの絵本等を手渡しするブックスタート（※6）を実施しています。

この事業は、赤ちゃんとのかけがえのないひとときを、絵本を介して支援することを目的としています。本を渡すだけではなく、本の読み聞かせや子どもとの本を通した接し方など、他の部署と連携して専門性をもったスタッフを活用した、さらなる事業の充実を目指します。

また、絵本を活かした赤ちゃんとのふれあいやその重要性について、さらに理解を深めてもらうため、プレパパ・ママ（妊婦とその配偶者）に対し啓発を行うとともに、ブックスタートによる絵本の配布後も、関係団体と連携を図りながら、アプリ（かんだっ子）なども活用し、継続的に保護者に対しフォローアップを行っていきます。

③ 放課後児童クラブ・放課後子どもひろば等における取り組み

放課後児童クラブ（※7）や放課後子どもひろば（※8）等、子どもが集う場での読書活動を推進し、子どもの身近な場所に本のある環境の整備をめざします。図書館からは定期的に配本車での団体貸出（※9）を行い、子どもが様々な本にふれる機会を提供していきます。

成果指標	平成28年度	令和3年度	目標値
団体貸出冊数	11,089冊	8,489冊	13,000冊

※6 ブックスタート…1992年に英国で始まった活動。絵本に親しむ体験を通じて親子の絆を深めてもらおうと、自治体の乳児健診等の際に絵本等を手渡す。

※7 放課後児童クラブ…就労家庭等の小学生を対象に、学校の放課後や休暇中における、児童の安全な活動の場。に設置している。

※8 放課後子どもひろば…放課後や休暇中に小学校の施設を活用し、子どもが自主的な遊びや学習・スポーツ・文化活動などを、安全管理員や地域住民と共に自由に過ごす場。

※9 団体貸出…図書館が学校や地域の団体に図書館資料をまとめて貸し出すこと。

2 保育園・幼稚園

就学前の子どもの多くは、それぞれの家庭から保育園や幼稚園といった集団生活に入り、人との関わりを通して様々な経験を積んでいくようになります。中でも、絵本を先生や友だちと一緒に楽しむことで、本に対する興味や関心が持てるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。多様な子どもや多様な家庭状況があることに配慮しつつ、子どもたちが本に親しむ環境を作るために、保育園・幼稚園をとおして家庭での絵本や本の読み聞かせが可能となるように支援していきます。

(1) 絵本や物語に親しむ取り組み

保育園や幼稚園等では、先生による絵本の読み聞かせを行事や遊びなどの活動時間の中に取り入れ、子どもが本に興味を持つように取り組んでいます。移動図書館ふれあい号の活用や図書館への訪問など、絵本や物語と子どもが身近に出会えるようにします。

成果指標	令和3年度	目標値
移動図書館車訪問園数	3 園	5 園

(2) 身近に本がある環境への整備支援

子どもが本に親しむ環境づくりを支援するために、図書館を活用し絵本や紙芝居、大型絵本（※10）などの充実を図り、保育園や幼稚園へ向けた団体貸出を進めています。

(3) 読み聞かせや読書の時間の充実

保育園や幼稚園における読書活動の充実に役立つように、図書館は読み聞かせに適した本や、長く読み継がれてきた本に関する情報などを発信し、子ども向けの本の予約（※11）やリクエスト（※12）にも積極的に応えていきます。

(4) 図書館イベント等の情報の発信

おはなし会や子ども向けのイベント、読書の大切さや読み聞かせに関する情報などを図書館だよりやホームページ等を通じ積極的に発信していきます。

※10 大型絵本…従来の絵本を大型化したもので、多くの子どもたちへの読み聞かせに向く。

※11 予約…貸出中の資料を返却時に取り置くサービス。

※12 リクエスト…未所蔵の資料を購入、もしくは他館から借受して提供するサービス。

(5) 保育士等の資質の向上

毎日、保育園や幼稚園で子どもに接している保育士等に、本を読む楽しさ、重要性を認識してもらうため、配信等を活用して研修を受ける機会を提供し、負担軽減を図りながら本に親しむ子どもに寄り添う保育士等の支援を図っていきます。

3 学校

町内の小・中学校では、子どもの成長に応じた読書活動の充実を図っていきます。読書の楽しさを味わえるような指導の工夫や取り組みを一層充実させ、子ども一人一人が生涯にわたって読書に親しみ、それを通じて生活を豊かにすることができるようサポートし、子どもが自分の考えを広げたり、深めたりする能力が育つ環境を作ります。また、学校種間のスムーズな移行を図り、切れ目がない支援を行います。

(1) 学校における読書活動の取り組み

① 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み

朝の読書（※13）や一斉読書時間（※14）を設定し、子どもが読書に親しむとともに、その習慣化を図ります。さらに読書ボランティアやゲストティーチャー（※15）による、読み聞かせやブックトークを行うなど、各学校の状況や目標に応じた読書活動を推進します。

また、中学校や高等学校において、おすすめ本を紹介して本の面白さを競うビブリオバトル大会や図書ポップの作成等を実施し、読書離れの進む傾向にある世代に対し、読書活動を行うきっかけづくりを行います。

② 学校図書館の活用と利用

学校図書館（※16）の資料を使った授業や、教科等における調査に、計画的に活用していきます。

また、情報の探し方、資料の使い方等、学校図書館の有効な活用方法や利用方法についても指導を行います。

※13 朝の読書…学校で毎朝始業前の十分間、児童または生徒、教職員全員が本を読む運動。

※14 一斉読書時間…各学校で独自に時間を決めて、一斉に本を読む時間。

※15 ゲストティーチャー…地域の特色ある教材で授業を行うために、学校に招いている地域の方。

※16 学校図書館…児童または生徒、教職員などが利用するため校内に設置された図書館。

③ 図書委員会活動の活性化

小・中学生読書リーダー（※17）を中心に様々な図書委員会活動に取り組み、子どもの自発的な読書活動を促します。

④ その他

町内の高等学校や専門学校との情報交換を行い、読書活動の推進を積極的に働きかけていきます。

また、図書館で行われるイベントや読書ボランティアへの参加を促し、図書館や読書に興味をもってもらうきっかけづくりを行います。

（2） 読書環境の整備

① 学校図書館の環境整備

子どもの読書活動を活発にするためには、発達段階に応じた、利用しやすい室内空間が必要です。図書の配架・レイアウト・紹介の方法等に工夫をこらし、快適な読書環境づくりに努めます。また自由な環境でくつろぎながらの読書や、調査研究・学習の場としての活用など、各学校の特色を活かした環境整備に努めます。

② ボランティア団体との連携・協力

学校では、読書ボランティアによる読み聞かせやブックトークを中心とした、おはなし会を実施します。教科や総合的な学習の時間に、読書ボランティアがゲストティーチャーとして支援することにより、児童生徒の読書に親しむ習慣の育成を推進します。さらに今後も継続して連携・協力の充実を図っていきます。

※17 小・中学生読書リーダー…小・中学生期における読書活動の充実と、読書習慣の定着を図ることを目的とした養成講座を修了した子ども。学校で読書を広めるために様々な活動を行う。

④ 司書教諭・学校司書の配置及び支援

学校図書館を有効に機能させるためには、司書教諭（※18）や学校司書（※19）、学校図書館担当教諭の果たす役割が重要になってきます。

これらの専門的職員を適切に配置して、学習活動の支援や図書館運営に取り組んでいきます。

また、子どもの学習活動や読書活動を推進していくために、研修会や校内研修を充実し、教職員や専門職員の資質の向上を図ります。

④多様な子どもへの読書支援

子ども一人一人の特性、生活経験に応じ、適切な図書の選定と読書活動の環境整備の推進をめざします。

また、障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるように、特別支援学級（※20）等においても、図書館と連携・協力し、様々な資料の共有化や図書館施設の利用など、読書に親しむ機会の拡充を図ります。

(3) 保護者への啓発と普及

家庭や学校での読書活動を推進するため、PTA等の関係機関と連携し、読書活動の現状やその大切さについて、公民館で実施している家庭教育学級等、あらゆる機会を通して情報を発信していきます。

※18 司書教諭…学校図書館の専門的業務にあたる職員。司書教諭の講習を修了した教諭をもって充てる。平成15年度より、12学級以上の小・中・高等学校には配置が義務づけられている。

※19 学校司書…学校図書館の業務にあたる事務職員。司書資格を持ち、資料の整理・提供・レファレンス等の技術的な面を担当。司書教諭と連携しながら運営に携わる。

※20 特別支援学級…小・中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。

4 図書館

町立図書館は、子どもが多くの本と出会い、読書を楽しむ機会を提供する場であり、子どもが自ら情報を集め、調べごとができる場でもあります。一方で本に関する様々な役割の中心を担っており、読書活動の支援や図書資料の活用に関する知識と経験も兼ね備えています。一人でも多くの子どもに、本との良い出会いがあるように、読書環境の整備や読書意欲の向上につながる活動を推進し、これに沿って、図書館職員の資質向上をめざした研修を積極的に行っていきます。

成果指標	区分	平成28年度	令和3年度	目標値
図書館 利用者数	児童(0~12歳)	6,460人	4,085人	7,700人
	学生(13~18歳)	1,343人	614人	1,600人

(1) 読書環境の支援

① 電子図書の利用促進

町内の小・中学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子図書サービスのIDを一括で発行することで、多くの利用があります。高校生にも利用時間、来館の必要性に左右されない利用を促進します。

② 読書相談やレファレンスサービス

子どもや保護者をはじめ、子どもの読書にかかわる人からの、読書についての相談やレファレンス（※21）に今後も積極的に対応します。

また、読書のきっかけづくりや、本を選ぶときの参考になるように発達の段階に応じた図書リストを作成し、家庭、保育園・幼稚園、学校等に配布します。

③ 団体貸出

保育園や幼稚園、小・中学校等の団体へ、絵本や読み物、図鑑など図書資料をまとめて貸出しています。また、福岡県立図書館の学校貸出図書セットも活用いたします。子どもの身近な場所で、より多くの本と出会えるように、さらに利用の充実に努めています。

④ 読書ボランティアへの活動支援

子どもの読書活動を推進するうえで、読書ボランティアの活動は重要な役割を果たしています。関係機関や団体、施設等とのネットワークを活かし、活動の促進や充実を図るとともに、本館や移動図書館・分館と連携・協力して、読書活動の場や機会を提供していきます。

※21 レファレンス…利用者の日常生活での疑問の解決や調査・研究活動などを、図書館の資料等を使って援助する業務。

(2) 読書環境の整備

① 児童・ヤングアダルトコーナーの設置

0歳から対象の赤ちゃん絵本にはじまり、小学生・中学生から高校生や同世代の青少年向けの本まで幅広くそろえている図書を、さらに充実させるため、今後も資料の収集に努めます。また、本の配置等の見直しを行い、子どもにもわかりやすく、利用しやすい環境づくりをめざします。

特に利用の低迷している中・高校生向けのヤングアダルトコーナーの設置充実を図り、テーマ別の図書リストの作成や調べ学習・進路（進学・就職等）の参考になる資料の収集など、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備に努めます。

② 移動図書館車

移動図書館車ふれあい号と配本車を運行して、保育園・幼稚園・小学校等を定期的に巡回し、子どもの興味や関心に応える図書を数多く用意していきます。また、放課後児童クラブや放課後子どもひろば等にも、団体貸出をはじめ、様々な本にふれあう機会を、より多く作っていきます。

乳幼児の定期健診時にも配本車で絵本の貸出等の機会を設けて親子で本に触れてもらえるようにしていきます。

成果指標	平成28年度	令和3年度	目標値
移動図書館車利用者数	5,254人	2,869人	6,300人

③ インターネットコーナー

子どもにとってパソコンが身近にある環境となり、インターネットによる情報収集が欠かせない社会になっています。このため館内の利用者用インターネットを子どもにも開放し、令和3年よりフリーWiFiを利用できる環境を整えています。今後もアクセスサイトの規制に配慮しながら、子どもが気軽に利用できるよう整備し、パソコン・スマートフォン・タブレットが自由に活用できてより興味を持つ資料の検索やレファレンスに対応していきます。

④ 多様な子どもへの読書支援

多種多様な子どもの読書活動を支援します。そのためには、点字絵本（※22）や布の絵本（※23）、外国語の絵本等、アクセシブルな書籍と電子書籍の充実を図ります。その際は、関係機関と連携・協力し、様々な資料や情報の収集と活用を行います。

(3) 関係機関との連携・協力

① 他の図書館との連携・協力

図書館には自館の資料はもとより、県や他市町村との相互貸借（※24）等を活用することによって、子どもに豊かな読書環境を提供していくことが望まれています。町立図書館は現在、福岡県図書館情報ネットワークシステム（※25）に参加し、数多くの資料を他館と貸借しています。今後も情報交換等を行い、更なる相互貸借の推進をめざします。

② 子どもを対象とした読書活動団体等との連携・協力

地域や学校等で活動している読書ボランティア等に、子どもの読書活動に関する情報の提供や研修会などを行い、活動の促進や充実を図ります。それとともに、図書館をグループ間の情報交換や交流の場として、施設や資料の提供をし、連携して子どもの読書活動を推進していきます。

③ 各小・中・高等学校との連携・協力

司書教諭や学校司書等と情報交換をしながら、全新入生の登録、レファレンス、リサイクル資料の活用、図書館見学などを積極的に受け入れることで、図書館に親しみを持ってもらえるよう、学校との連携・協力体制を整備していきます。

また、現在実施している「小・中学生読書リーダー養成講座」を継続し、今後も学校図書館と連携し活動を充実させていきます。

※22 点字絵本…通常の絵本に点字を貼るなどしてつくられた絵本。

※23 布の絵本…布などを使い、アップリケなどの手法でつくられた絵本。

※24 相互貸借…公共図書館や学校図書館等で、互いに資料の貸し借りをすること。

※25 福岡県図書館情報ネットワーク…県立図書館を中心とした県内の図書館ネットワーク。資料流通の便宜を図る。

(4) 啓発と広報活動

① おはなし会の実施

毎週土曜日の図書館スタッフによるおはなしタイムや、読書ボランティアによるおはなし会・英語おはなし会などを、定期的に実施しています。絵本の読み聞かせや、てあそび、わらべうたなど内容も豊富で、参加した子どもが本の世界に楽しく出会う機会をつくっていきます。

② 子ども対象行事の実施

毎年4月の子ども読書の日（※26）や、夏休み、秋の読書週間（※27）クリスマス等にちなんだ行事、工作教室・実験教室などを開催しています。町内の保育園や幼稚園からも、七夕の笹かざりや勤労感謝の花束をはじめ、行事ごとに様々なご協力をいただいています。今後も図書館に親しみをもつてもらい、乳幼児から高校生まで幅広い年代の子ども達に来館してもらえるように、色々な企画を充実させていきます。

③ 子どもの読書意欲向上に向けた取り組み

読書目標を定め、目標達成に向けて楽しみながら読書をしてもらう「読書マラソン」や本を借りてスタンプを集めると「読書スタンプラリー」や読書通帳機能の導入により本を借りる楽しみなど子どもが読書に対する意欲を高め、楽しみながら読書習慣を身につけることができる取り組みを推進します。

④ 図書館だよりやホームページの活用

図書館だよりや広報かんだ・図書館のホームページ等で、子ども向けの読書行事やイベントの周知や案内を行い、図書館のイベント案内を乳幼児健診時に直接配布します。

また、より充実した子ども向けの利用案内等を作成し、図書館への興味や関心を高めていきます。

※26 「子ども読書の日」…「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき4月23日と定められ、国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

※27 「秋の読書週間」…11月3日（文化の日）の前後2週間を指し、読書の普及・推進と出版文化の向上を目標としている。この期間は全国各地で読書に関する催しが行われる。

第 4 章 施策の効果的な推進に向けて

1 連携・協力

計画の具体的な活動は、家庭、地域、学校、保育園、幼稚園、図書館などそれぞれの分野で専門的に取り組まれます。推進の拠点である図書館は、関係機関と相互に情報交換や取り組みの調整を行い、より効果的な活動を推進していきます。

2 啓発・広報等の推進

子どもが読書に興味を持ち、子どもの読書に携わる人の資質向上を図るために、様々な啓発・広報活動を行う必要があります。そのためには、幅広く情報を共有して、家庭や地域を含む各団体との連携を密にしていかなければなりません。そして、子どもの読書活動への理解と関心が、町民の間に深く広まっていくように努めていくことが重要です。町においては、今後も関連行事やイベント等の開催を通して、子どもの読書活動の推進を広く町民に紹介していきます。

3 財政上の措置

町は、この計画に示された各種施策を実施するために、必要な財政上の措置を講ずるように努めます。

4 今後の取り組みについて

苅田町子ども読書活動推進計画に携わっている関係機関や団体との意見交換を行うため、連絡会議を定期的に開催し、計画の円滑な推進や進行管理に努めています。

また、今後この推進計画の取り組みについては進捗状況を把握し、その結果については図書館協議会に報告します。

第 5 章 子ども読書活動推進計画の実施項目

子ども読書活動計画を推進するためには、家庭や地域、学校、行政、読書活動団体等が連携し、協働していく体制を整えることが必要です。それぞれの事業を、読書の大切さ、という観点から見直し、連携の必要な事業については共に協力しあうことで、より相乗効果をあげていくことができます。こういった取り組みの進捗状況を把握するために、各事業施策を項目化しました。以下は、その一覧を表にしたものです。

	施策項目	実施区分	所管課・担当
1. 家庭・地域	(1)-① 家庭での読書の啓発 ・読書に関する情報提供、理解促進 ・「家読(うちどく)」の推進 ・「ノーテレビ・ノーゲームデー」の推進	継続 拡充	図書館 学校教育課 子育て・健康課
	(1)-② おはなし会等への参加呼びかけ ・親子で楽しむ読書行事の充実 ・開催行事の周知、PRの強化	継続 拡充	図書館 学校教育課 子育て・健康課
	(2)-① 子育て支援センター・公民館等における取り組み ・読み聞かせ、子育てセミナー、絵本講座等の開催	継続	図書館 子育て・健康課 生涯学習課
	(2)-② ブックスタート事業の推進 ・ブックスタート事業の拡充 ・プレパパ、ママへの読書活動の啓発 ・ブックスタート事業のフォローアップの実施	拡充 新規	図書館 子育て・健康課 生涯学習課
	(2)-③ 放課後児童クラブ・放課後子どもひろば等における取り組み ・移動図書館車や配本車による団体貸出の実施	継続	図書館 子育て・健康課
2. 保育園・幼稚園	(1) 絵本や物語に親しむ取り組み ・移動図書館車の活用 ・図書館利用の促進	継続 拡充	図書館
	(2) 身近に本がある環境の整備 ・絵本、紙芝居、大型絵本等の充実 ・団体貸出の活用	継続 拡充	図書館
	(3) 読み聞かせや読書の時間の充実 ・おすすめ本に関する情報の発信 ・児童書の予約、リクエストに対する積極的な対応	継続 拡充	図書館
	(4) 図書館イベント等の情報の発信 ・おはなし会や子ども向けイベント等の情報の発信 ・読書の大切さや読み聞かせに関する情報の発信	継続 拡充	図書館 子育て・健康課
	(5) 保育士等の資質の向上 ・配信等を活用して研修の機会の提供	新規	図書館 子育て・健康課
3. 学校	(1)-① 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取り組み ・朝の読書や一斉読書時間の実施 ・読書ボランティア等による読み聞かせやブックトークの実施 ・中学校、高等学校におけるビブリオバトル大会の実施や図書ポップの作成等	継続 新規	学校教育課 図書館
	(1)-② 学校図書館の活用と利用 ・学校図書館の計画的な利用 ・学校図書館の有効な活用、	継続	学校教育課

	施策項目	実施区分	所管課・担当
3. 学校	(1)-③ 学習支援貸出図書の活用 ・図書館による団体貸出の活用 ・福岡県立図書館の「学校貸出図書セット」の活用	継続	学校教育課 図書館
	(1)-④ 図書委員会活動の活性化 ・小、中学生読書リーダー養成講座の実施	継続	学校教育課 図書館
	(1)-⑤ その他 ・町内高等学校、専門学校との情報交換、連携 ・町内高等学校、専門学校の学生に対する図書館イベント、読書ボランティアへの参加の促進	継続 新規	図書館 生涯学習課
	(2)-① 学校図書館の環境整備 ・快適な読書環境づくり ・各学校の特色を活かした環境整備 ・学校図書館図書標準に沿った図書資料の計画的な整備、充実	継続 拡充	学校教育課
	(2)-② ボランティア団体との連携・協力 ・読書ボランティアによるおはなし会等の実施 ・読書ボランティアによる児童生徒の読書習慣育成支援	継続	学校教育課 図書館 生涯学習課
	(2)-③ 司書教諭・学校司書の配置及び支援 ・司書教諭、学校司書の適切な配置 ・司書教諭、学校司書に対する研修の充実	拡充	学校教育課 図書館
	(2)-④ 障がいのある子どもへの読書支援 ・障がいのある子どもの状態に応じた環境の整備 ・特別支援学級等との連携、協力	継続 拡充	学校教育課 図書館
	(3) 保護者への啓発と普及 ・PTA等関係機関との連携、協力 ・家庭教育学級等、様々な機会での情報発信、啓発	継続 拡充	学校教育課 図書館 生涯学習課
	(1)-① 読書サービスやレンタルサービス ・読書に関する相談、レンタルサービスの実施 ・発達段階に応じた図書リストの作成及び配布	継続 拡充	図書館
	(1)-② 団体貸出 ・団体貸出の利用促進	継続 拡充	図書館 子育て・健康課 学校教育課
4. 図書館	(1)-③ 読書ボランティアへの活動支援	継続	図書館
	(2)-① 児童コーナー・ヤングアダルトコーナーの設置 ・児童書の充実 ・利用しやすい環境づくり ・テーマ別の図書リストの作成、資料の収集	継続 拡充	図書館
	(2)-② 移動図書館車 ・移動図書館車の利用推進	継続 拡充	図書館 子育て・健康課 学校教育課 生涯学習課
	(2)-③ インターネットコーナー ・気軽に利用できる環境の整備	継続	図書館
	(2)-④ 障がいのある子どもへの読書支援 ・点字絵本や布の絵本等の充実 ・関係機関との連携、協力	継続	図書館 福祉課
	(3)-① 他の図書館との連携・協力 ・他の図書館との情報交換、相互貸借等の推進	継続	図書館

	施策項目	実施区分	所管課・担当
4. 図書館	(3)-② 子どもを対象とした読書活動団体との連携・協力 ・読書ボランティア等に対する情報提供、研修会の実施 ・読書ボランティア等に対する交流の場、資料の提供	継続	図書館
	(3)-③ 各小・中・高等学校との連携・協力 ・司書教諭や学校司書等との情報交換 ・新入生の登録、レファレンスやリサイクル資料の利用促進 ・図書館見学、職場体験学習等の積極的な受入 ・小、中学生読書リーダー養成講座の実施	継続	図書館 学校教育課
	(4)-① おはなし会の実施 ・定期的なおはなし会等の実施	継続	図書館
	(4)-② 子ども対象行事の実施 ・各年代ごとのイベントの実施	継続 拡充	図書館
	(4)-③ 子どもの読書意欲向上に向けた取り組み ・読書スタンプラリーの実施	継続	図書館 生涯学習課
	(4)-④ 図書館だよりやホームページの活用 ・子ども向け読書行事やイベント等の周知、案内	継続	図書館

資料 1

子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更についても準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。